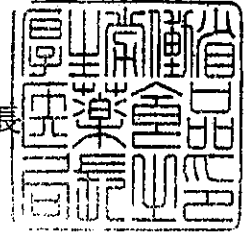


薬食発 0109 第 1 号

平成 25 年 1 月 9 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局長



医師法施行規則等の一部を改正する省令（薬剤師法令関係）の施行について

日本国籍を有していない者が、薬剤師の免許の申請等を行うに当たって必要となる書類については、「薬剤師法の施行について」（昭和 36 年 2 月 8 日付け薬発第 45 号厚生省薬務局長通達）により示してきたところである。

今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の一部の施行に伴い、外国人登録法（昭和 27 年法律 125 号）が廃止されたこと等を踏まえ、本日、公布及び施行された医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 2 号）により薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）の一部を改正し、日本国籍を有していない者が、免許の申請等を行うに当たって必要となる書類について、明確化することと併せ、日本国籍を有する者の薬剤師名簿の訂正の申請、免許証の書換え交付申請及び免許証の再交付申請の際に必要な書類について、明確化することとした。

この改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の内容

（1）免許の申請

薬剤師法施行令（昭和 36 年政令 36 号）第 3 条の規定により、日本国籍を有していない者が、免許の申請書に添えなければならない書類は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあっては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとすることとしたこと。

（2）薬剤師名簿の訂正の申請

薬剤師法施行令第 5 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、薬剤師名簿の訂正の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本又は抄本であることを、薬剤師法施行規則第 3 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、薬剤師名簿の訂正の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び薬剤師名簿の訂正の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び薬剤師名簿の訂正の申請の事由を証する書類とすることとしたこと。

（3）免許証の書換え交付申請

薬剤師法施行令第 8 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、免許証の書換交付の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本又は抄本であることを薬剤師法施行規則第 5 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、免許証の書換交付の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び免許証の書換交付の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び免許証の書換交付の申請の事由を証する書類とすることとしたこと。

（4）免許証の再交付申請

薬剤師法施行令第 9 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、免許証の再交付の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。）であることを薬剤師法施行規則第 6 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、免許証の再交付の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとすることとしたこと。

第二 施行日

公布の日（平成 25 年 1 月 9 日）

第三 外国薬学校卒業者等の薬剤師国家試験受験資格認定の取扱いについて（平成 17 年 2 月 8 日付け薬食発第 0208001 号医薬食品局長通知）の一部改正別添「外国薬学校卒業者等に対する薬剤師国家試験受験資格認定」中 2（4）を次のように改める。

（4）戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）